

令和2年度和歌山市障害福祉分野における介護ロボット等導入支援事業 概要

1. 事業内容

【補助対象者】

障害者支援施設事業者及び共同生活援助事業者

【対象経費】

障害福祉分野の介護ロボット等導入支援事業を実施する際に必要な備品購入費、リース・レンタル料、セットアップ費用（いずれも、ロボット等を対象としたものに限る）

【対象機器の例】

- ・ 移乗介護：介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
- ・ 移動支援：障害者の外出をサポートする歩行支援機器
- ・ 排泄支援：排泄物の処理にロボット技術を用いたトイレや排泄誘導機器
- ・ 見守り：センサーや外部通信機能を備えた機器のプラットフォーム
- ・ 入浴支援：浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

【補助上限】

- ・ 1 機器当たり 10 万円以上 30 万円以下とする。
- ・ 1 事業所につき、以下の金額を限度とする。
 - ①障害者支援施設事業者においては、全ての機器の合計額 120 万円
 - ②共同生活援助事業者においては、全ての機器の合計額 60 万円

※補助率については現在協議中

2. 申請手続

【提出書類】

障害福祉分野における介護ロボット等導入計画書（別紙3-1、3-2）

※導入する機器のパンフレット及び見積書を添付すること。

【事業スケジュール】

- ・ 6月：国庫補助協議
- ・ 7月：国庫補助内示

※補助金の交付申請は7月以降になります。今回の協議申請をもって補助が確約されるものではありません。

3. 留意事項

- ・ 予算に限りがあるため、不採択になる場合や一部のみの補助となる場合があります。
- ・ 今回の手続きは国へ協議申請を行うためのものです。補助金の交付申請や、実績報告等の作成については別途通知させていただきます。